

# 第 1 1 回土地家屋調査士特別研修 グループ研修マニュアル

日本土地家屋調査士会連合会

## 1 グループ研修の概念

グループ研修は、基礎研修において基礎知識を身に付けた後、受講者が少人数での討論や学習を行い、一人一人の習熟度を高めるためのものである。

研修内容は、「申立書の起案」、「答弁書の起案」及び「倫理」であり、最低でも各 5 時間は研修を行うとともに、必要とされる課題を提出する。

提出する課題の成果はもとより、それに至るまでのグループ研修の内容は、その後の集合研修・総合講義の理解度及び考査の成績に大きく影響を与え、本特別研修の中核を成すものである。

## 2 グループの構成及び研修に先立つ実施事項

### (1) グループ編成

グループの編成は、受講者が所属する土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）が行う。諸般の状況を考慮して編成するため、原則として編成の変更はできない。

### (2) グループ長

#### ① 選任方法

- ・グループ長は、グループ内の受講者で互選して選任すること。
- ・グループ長一人に負担が集中しないように協力し合うこと。

#### ② 任務

- ・グループを構成する受講者の修習の管理、課題取りまとめ及び提出、報告書提出
- ・グループ研修の進行（下記参照）

### (3) 研修を開始する前の確認、決定すべき事項

グループ研修に先立ち下記のことを実施すること。（グループ長が進行）

- ① グループメンバー同士の連絡先（名刺等）の確認
- ② 提出を求められている課題の把握（教材を参照）
- ③ メンバー全員が集合できる研修日程及び場所の決定
- ④ 研修内容の確認

## 3 グループ研修の進め方

### (1) 教材

教材は、本特別研修の教材を活用し、「第 1 1 回土地家屋調査士特別研修に係る必読図

書・参考図書について」に記載の図書を参考にすること。

## (2) 開催日程及び研修時間

開催日程は、基礎研修終了日の翌日から集合研修開始日の前日までの間に、15時間以上の研修を行うものとする。

ただし、グループ研修の課題は、調査士会へ平成28年3月1日（火）必着で提出するものとする。

## (3) 自主学習の必要性

グループ内での討論や課題に対する結論を導き出すために必要となる知識の習得には、限られた時間しか実施できないグループの学習だけではなく、自主的な学習が欠かせない。

## (4) 提出すべき書類（課題・報告書）

下記4に記載の提出書類を、グループごとに1組提出すること。

# 4 提出すべき書類（修了認定要件）

## (1) 提出書類（課題及び確認・報告書類）

① 各グループ：教材に記載された必須課題

A 申立書の起案

B 答弁書の起案

※ AとBは別々とし、その各ページに下記(3)で示す事項を付すること。

② 各グループ長：グループを構成する受講者の修習管理

C 「第11回土地家屋調査士特別研修 グループ研修課題提出書」（土地家屋調査士特別研修様式8）

D 「第11回土地家屋調査士特別研修 出欠確認書及び終了報告書【グループ研修】」（土地家屋調査士特別研修様式7）

## (2) 提出方法及び提出先

(1)のA～Cは、グループ長が取りまとめ、1部を所属する調査士会へ送付（メール、手渡し、郵送又はFAX）する。 **平成28年3月1日（火）必着**

(1)のDは、グループ長が必要事項を記入し、1部を所属する調査士会へ送付（メール、手渡し、郵送又はFAX）する。 **平成28年3月10日（木）必着**

## (3) 提出時の注意事項

申立書及び答弁書の各ページに下記を付すること。

① 右上に、下記例のとおりグループ番号及びグループ長名を付する。

グループ番号：10 グループ長：日調連太郎

② 右下に、下記例のとおり現ページ数及び総ページ数を付する。

総ページ数が5ページで、3ページ目を開いている場合 : 3/5

**上記(1)の提出書類を提出しない場合、グループ研修を修了できません。**

## 5 質問事項

### (1) 課題内容

「第11回土地家屋調査士特別研修 グループ研修質問用紙」(土地家屋調査士特別研修様式9)に必要事項を記載の上、所属する調査士会へメール又はFAXで送付すること。

**ただし、質問に応じられる内容は、教材の不備、誤植等に限ります。**

### (2) 運営に関する事項

「第11回土地家屋調査士特別研修 グループ研修質問用紙」(土地家屋調査士特別研修様式9)に必要事項を記載の上、連合会へメール(rengokai@chosashi.or.jp)又はFAX(03-3292-0059)で送付すること。

## 6 受講中止の措置

グループ長は、グループ内において受講態度が著しく不良である等、グループ研修の進行に支障をきたす受講者がいる場合は、所属する調査士会へ連絡すること。

連絡を受けた調査士会は、事実関係を調査し、連合会と協議の上、その者に受講の中止を命ずることができる。